

※応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。

「子どもの居場所づくり」と「文化ボランティア促進」のための

# はじめての文化体験事業

## (事業概要書)

### 1 事業の目的

- 子どもたちの芸術文化や地域文化を愛する心の育成
- 文化ボランティア育成支援
- 県内アマチュア文化団体の社会貢献の促進

### 2 事業の内容

優れた文化芸術活動を行っている県内のアマチュア文化団体を有償の文化ボランティアとして学校等に派遣し、子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップ等を行うものです。

### 3 派遣する文化団体

県内で優れた文化芸術活動を行っているアマチュアの文化団体で、次のすべてに該当する団体です。

- ① 県内に活動拠点があるアマチュア文化団体であること
- ② 一定の活動実績があること
- ③ 子どもたちが普段触れる機会が少ない文化芸術活動を自ら行っていること
- ④ 社会貢献を行う意思があること

- 書類審査を通過した団体のみ登録
- 登録の有効期限は、登録年度の年度末

### 4 派遣先

原則として、小学生以下を対象に、希望する県内の幼稚園、保育園、児童館、子ども会、公民館、小学校、学童クラブ、児童福祉施設、病院等に派遣します。

### 5 派遣時期

令和3年7月20日(火)から令和4年3月末

### 6 プログラムの内容

子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップ等で、教育的配慮がなされているものとなります。

\*プログラムの例 ※内容は一例で、変更になる場合があります。

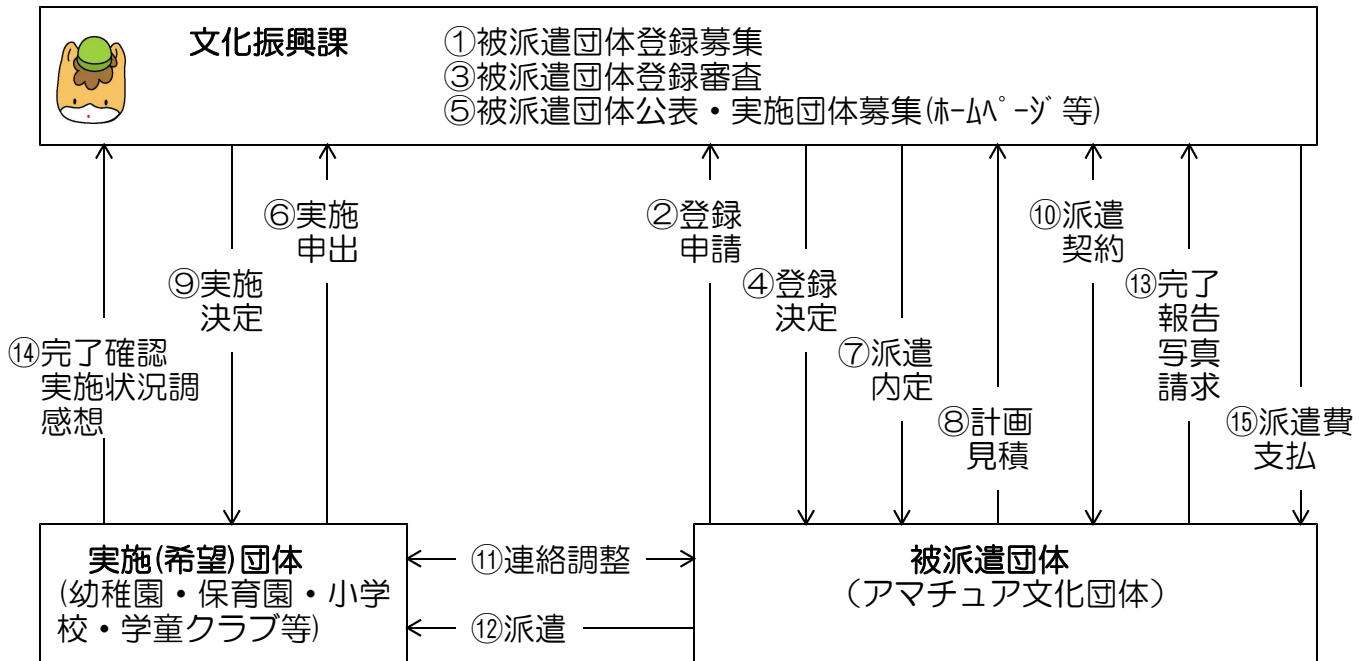
★作る  
バルーンアートやオリジナル食器づくり、おもちゃやうちわの制作など

★感じる  
ミュージカルや伝統楽器、伝統芸能の体験など

★観る・聴く  
マジックや紙芝居、朗読、劇、バレエの公演など



## 7 スキーム



被派遣団体（アマチュア文化団体）の方へ  
登録されていても、幼稚園・保育園・児童館・子ども会・小学校等団体の希望やこれまでの派遣実績に基づく調整の結果次第で、派遣されないこともあります。

## 8 経費

文化体験事業の実施に必要な経費等について、1プログラム当たり10万円を限度に、被派遣団体に対し県が負担します。派遣費の支払いは、事業終了後、完了報告書を提出していただいた後になります。

- 会場に設置されているピアノ等の調律料は派遣費対象外となります。
- 1プログラムとは内容が複数回（基礎・実践・発表等）で目標を達成するものとなっている場合、その全体を1プログラムとします。準備の時間を含まないで概ね1時間～3時間とします。
- 子どもたちの参加費は原則として無料とします。（参加保険料は主催者（派遣先）対応）
- 被派遣団体が市町村等から謝金を受けている場合には、本事業の対象となりません。

## 9 その他

- これまでの開催実績の少ない実施団体を優先的に採択しますので、申込多数の場合には、採択できない場合があります。
- 実施団体の事業は、年度内1回に限ります。
- 実施決定後の中止は、原則ご遠慮いただいておりますが、**新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては事業の中止が認められます。**実施団体および被派遣団体間で実施の可否をご検討の上、中止を決定された場合は**ただちに文化振興課あてご連絡ください。**
- 実施される場合も、感染症対策を十分行った上で実施してください。

## 10 今後の事務手続きの流れ ※日程については、予定です。

被派遣団体登録申請（～4月19日）

→被派遣団体登録審査・被派遣団体の決定（4月下旬）

→被派遣団体を公表（文化振興課ホームページで掲載）

→実施希望団体募集「実施申出書」の提出（5月10日～6月7日）

→被派遣団体派遣先内定、実施希望団体の採択（7月上旬）

→被派遣団体「計画書」「見積書」提出（随時）

→被派遣団体派遣契約締結（随時）

→事業実施（7月20日～翌年3月末）

### 事務担当

群馬県地域創生部文化振興課文化企画係 吉田

電話 027-226-2592 FAX 027-243-7785

E-mail : bunshinka@pref.gunma.lg.jp